

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年10月7日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	復水ろ過装置粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ(A)のメカシール部のカバーが破損していることを確認した。当該カバーを点検・修理。	
2	6号機	取水路内部の点検時、コンクリートの剥離とひび割れによる漏水を確認した。当該部を修理。	
3	6号機	起動領域モニタ点検用の信号発生器の点検時、誤差が管理値を超えていることを確認した。使用実績の妥当性を評価し、当該機器を修理。	
4	その他	過電流継電器用試験装置の点検時、電流値が仕様よりも低いことを確認した。当該試験装置を修理。使用実績の妥当性を評価し、問題ないことを確認済み。	